

岡山県知事が所轄する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。))第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)及び法第百五十二条第五項に規定する法人(以下「準学校法人」という。)の寄附行為及び寄附行為変更の認可に係る審査については、別に定めるもののほか、次に定める基準により行うものとする。

## 第一 学校法人

### 一 寄附行為の認可

#### (一) 学校の基本財産について

ア 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)の施設及び設備(以下「施設等」という。)は、学校教育法その他の法令に規定する基準に適合するものであること。

イ 施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

a 国又は地方公共団体から借用するとき。

b 校舎敷地を除く校地について、二十年以上にわたり安定して借用できる権利を取得するとき。

c 電子計算機等、教具又は校具について、その一部を借用するとき。

ウ 校地は、イの a に該当する場合を除いて、申請時において申請者名義の所有権、地上権その他の使用権の登記がなされていること。

エ 施設等は、安全で堅ろうなものであって、指導上、保健衛生上及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体的に整備されるものであること。

オ 施設等は、学校の開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。ただし、校舎及び設備については、教育上支障のない年次計画に従って確実に整備されると認められる場合には、この限りでない。

カ 施設等の整備に要する資金(以下「設置資金」という。)の財源は、寄附金をもって充てるものとし、かつ、申請時において、設置資金の額に相当する額の寄附金が収納されていること。

キ 入学を条件とする寄附金、施設等の建築工事等を施工する請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金その他設置資金の財源として適当でないことと認められる寄附金は、設置資金の財源に充てないこと。

#### (二) 幼保連携型認定こども園の基本財産について

ア 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の施設等は、認定こども園法その他の法令に規定する基準に適合するものであること。

イ 施設等は、原則として担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、二十年以上にわたり安定して借用することができる権利を取得するときであって、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

ウ 園舎及び園地は、イのただし書の規定に該当する場合を除いて、申請時において申請者名義の所有権、地上権その他の使用権の登記がなされていること。

エ (一)のエからキまでの規定を準用する。

### (三) 運用財産について

ア 申請時において、学校又は幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産として、少なくとも、学校又は幼保連携型認定こども園の開設年度における経常経費の二分の一に相当する額の寄附金が収納されていること。

イ 原則として、学校又は幼保連携型認定こども園の完成年度までにおいては、各年度の経常経費の財源に借入金を充てるものでないこと。

ウ (一)のキに掲げる寄附金を経常経費の財源に充てないこと。

### (四) 役員等について

ア 理事及び監事は、当該学校法人以外に四以上の学校法人の役員を兼ねていない者であること。

イ 理事長は、当該学校法人以外に二以上の学校法人の理事長を兼ねていない者であること。

ウ 学校法人の事務を処理するために必要な学校の規模に応じた適切な事務組織が設けられていること。

エ 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であるとともに、役員の配偶者、親族等に偏った構成となっていないこと。

オ 規程の整備その他学校法人にふさわしい管理運営体制を整えていること。

### (五) 会計について

会計処理は、学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)によるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものであること。

ア 経常的収支予算は、教職員の人件費、学校又は幼保連携型認定こども園の規模に対応する教育研究費、管理経費その他の経常的支出に、授業料、入学金その他幼児、児童又は生徒からの納付金等その収入が確実な経常的収入が充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

イ 臨時的収支予算は、施設等の整備計画に応じた支出に、確実な収入が充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

### (六) その他

学校又は幼保連携型認定こども園の経営が営利企業的でないこと。

## 二 学校等の設置に係る寄附行為変更の認可

### (一) 学校の基本財産について

ア 学校等(学校並びに学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の設置資金の財源は、寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入をもって充てるものとし、かつ、申請時において、当該寄附金等を収納し、又は保有していること。ただし、次のいずれにも該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、当該設置資金の額の三分の一の額を限度として借入金をもって充てることができるものとする。

a 銀行、信用金庫その他知事が別に指定する機関からの借入金であること。

b 適正かつ実行可能な償還計画が確立されていること。

c 各年の償還額が、年間帰属収入の額の十分の一以内であること。

当該学校等の施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただ

し、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

- a 国又は地方公共団体から借用するとき。
- b 校舎敷地を除く校地について、二十年以上にわたり安定して借用できる権利を取得するとき。
- c 電子計算機等、教具又は校具について、その一部を借用するとき。
- d 当該施設等が、アのただし書に規定する場合において、当該借入金の担保に供せられるとき。

ウ 一の(一)(イ、ウ及びカを除く。)の基準を準用する。

## (二) 幼保連携型認定こども園の基本財産について

ア 幼保連携型認定こども園の設置資金の財源は、寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入をもって充てるものとし、かつ、申請時において、当該寄附金等を収納し、又は保有していること。ただし、次のいずれにも該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、当該設置資金の額の三分の一の額を限度として借入金をもって充てることのできるものとする。

- a 銀行、信用金庫その他知事が別に指定する機関からの借入金であること。
- b 適正かつ実行可能な償還計画が確立されていること。
- c 各年の償還額が、年間帰属収入の額の十分の一以内であること。

イ 当該幼保連携型認定こども園の施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

- a 二十年以上にわたり安定して借用することができる権利を取得するとき。
- b 当該施設等が、アのただし書に規定する場合において、当該借入金の担保に供せられるとき。

ウ 一の(一)のエ、オ及びキ並びに(二)のアの基準を準用する。

## (三) 運用財産について

ア 申請時において、学校等又は幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産として、少なくとも、学校等又は幼保連携型認定こども園の開設年度における当該学校等又は幼保連携型認定こども園の経常経費の二分の一に相当する額の寄附金、積立金その他学校法人の負債とならない資金を収納し、又は保有していること。

イ 原則として、学校等又は幼保連携型認定こども園の完成年度までにおいては、各年度の経常経費の財源に借入金を充てるものでないこと。

ウ 一の(一)のキに掲げる寄附金を経常経費の財源に充てないこと。

## (四) 役員等について

一の(四)の基準を準用する。

## (五) 既設校等について

ア 当該寄附行為の変更に係る学校等及び幼保連携型認定こども園以外の学校等又は幼保連携型認定こども園(以下「既設校」という。)の施設等は、原則として、学校教育法、認定こども園法その他の法令に規定する基準に適合していること。

イ 既設校の在籍幼児、児童又は生徒の数が、収容定員を著しく超過し、又は不足していないこと。

ウ 学校法人の資産状況については、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が三分の一

以下であり、かつ、原則として、申請の日の属する年度の前々年度から学校等又は幼保連携型認定こども園の完成年度までにおける各年度の償還額が、当該各年度の帰属収入の五分之一を超えないものであること。

エ その他既設校の管理運営が適正に行われていること。

(六) 会計について

一の(五)の基準を準用する。

(七) その他

学校等又は幼保連携型認定こども園の経営が営利企業的でないこと。

三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の学科又は課程の設置及び広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合に係る寄附行為変更の認可

二の基準を準用する。(ただし、収容定員の増加を伴わない学科の再編等に係る寄附行為変更の認可であって、知事が適当と認めるものについては、二の(三)並びに(五)のア及びウの基準は、適用しない。)

## 第二 準学校法人

### 一 寄附行為の認可

#### (一) 基本財産について

ア 専修学校等(学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の施設等は、学校教育法その他の法令に規定する基準に適合するものであること。

イ 施設等は、担保に供せられている等負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

a 国又は地方公共団体から借用するとき。

b 校地について、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定による借地権(同法第二十三条及び第二十四条の規定によるものを除く。)が設定され、その登記がされる時。ただし、校舎敷地を除く校地については、二十年以上にわたり安定して借用できる権利を取得するとき。

c 電子計算機等、教具又は校具について、その一部を借用するとき。

ウ 第一の一の(一)(ア及びイを除く。)の基準を準用する。

#### (二) 運用財産について

ア 申請時において、専修学校等の経営に必要な財産として、少なくとも、専修学校等の開設年度における経常経費の三分の一に相当する額の寄附金が収納されていること。

イ 第一の一の(三)(アを除く。)の基準を準用する。

#### (三) 役員等について

第一の一の(四)の基準を準用する。

#### (四) 会計について

会計処理は、学校法人会計基準に準ずるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものであること。

a 経常的収支予算は、教職員の人件費、専修学校等の規模に対応する教育研究費、管理経費その他の経常的支出に、授業料、入学金その他生徒からの納付金等その収入が確実な経常的収入が充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

b 臨時的収支予算は、施設等の整備計画に応じた支出に、確実な収入が充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

(五) その他

専修学校等の経営が営利企業的でないこと。

二 専修学校等の設置(専修学校の課程の設置及び目的の変更を含む。)に係る寄附行為変更の認可

(一) 既設専修学校等について

ア 当該寄附行為の変更に係る専修学校等以外の専修学校等(以下「既設専修学校等」という。)の施設等は、学校教育法その他の法令に規定する基準に適合していること。

イ 既設専修学校等の在籍生徒の数が、収容定員を著しく超過し、又は不足していないこと。

ウ 準学校法人の財政状況が健全であるとともに、既設専修学校等のための負債について、適正な償還計画が確立されており、かつ、償還が適正に行われていること。

エ その他既設専修学校等の管理運営が適正に行われていること。

(二) 役員等について

第一の一の(四)の基準を準用する。

(三) その他

一((四)を除く。)の基準を準用する。